

告示

埼玉県告示第千二百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴木ビル

埼玉県北本市下石戸七丁目三十七番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千二百二十五平方メートル

（変更後）千五百九十五平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八七台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設一 午前六時から午後五時

荷さばき施設二 午前一時から午前二時

（変更後）荷さばき施設一 午前六時から午後五時

荷さばき施設二 午前六時から午後五時

ハ 変更年月日

平成二十八年九月二十二日外

ニ 届出年月日

平成二十八年九月十二日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課